

令和3年9月30日

県土整備部技術管理課

043-223-3111

ICT活用工事における適用工種の拡大について

国土交通省が推進するi-Constructionの3つの「トップランナー施策」のひとつである「ICTの全面的な活用」について、県土整備部では、「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT河川浚渫」、「ICT付帯構造物設置工」、「ICT法面工（吹付工）」、「ICT作業土工（床掘）」及び「ICT地盤改良工（浅層・中層混合処理）」を試行しているところです。

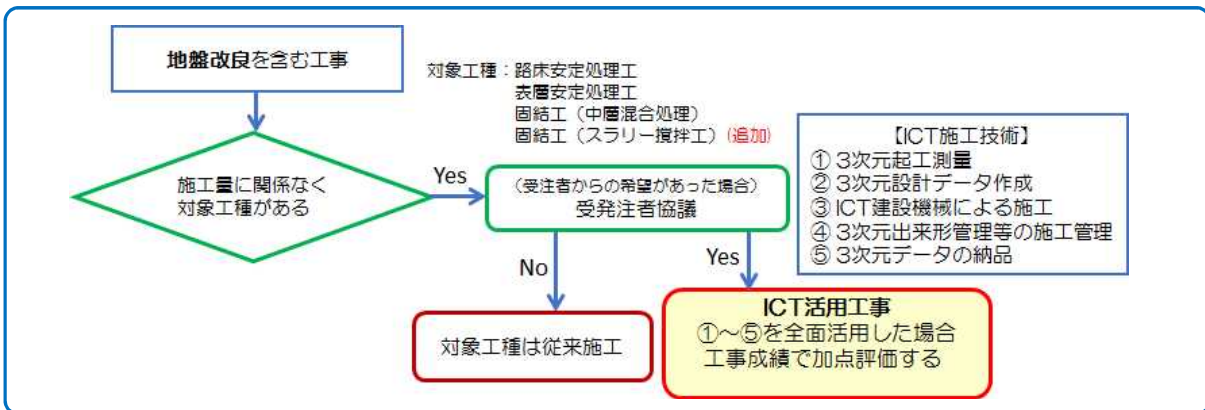
令和3年度から、適用工種の拡大として、「ICT地盤改良工（固結工（スラリー攪拌工）」、「ICT法面工（吹付法砕工）」及び「ICT舗装工（修繕工）」の試行を開始し、更なるICT活用工事の普及・促進を図ります。

1 適用工種の拡大について

(1) 「ICT地盤改良工」の試行について

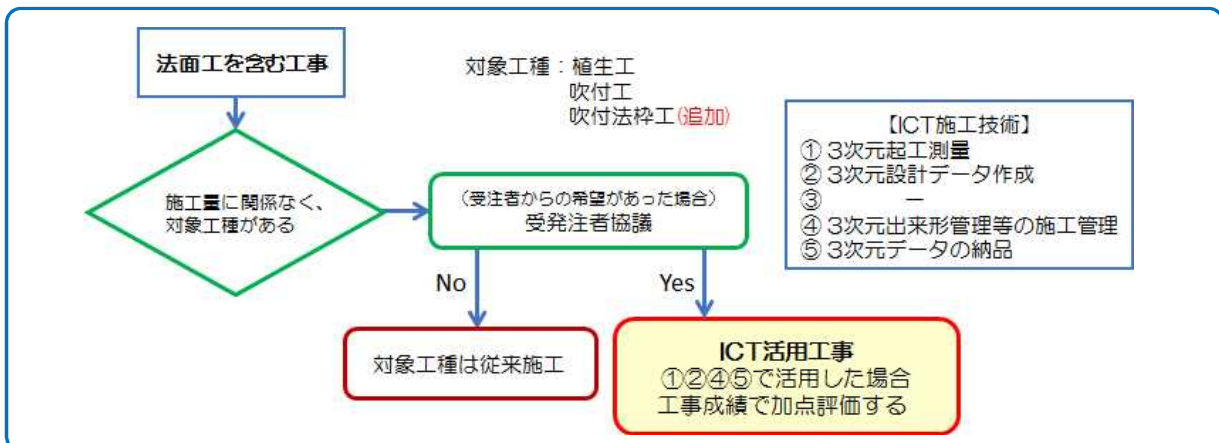
これまで試行してきた「ICT地盤改良工（浅層・中層混合処理）」※1に固結工（スラリー攪拌工）※2を追加し、新たに「ICT地盤改良工」として試行します。

※注意点：施工量に関係なく、安定処理、固結工（中層混合処理）及び固結工（スラリー攪拌工）を含む工事が対象です。なお、安定処理については、バックホウ混合のみ対象であり、スタビライザ混合は対象外です。



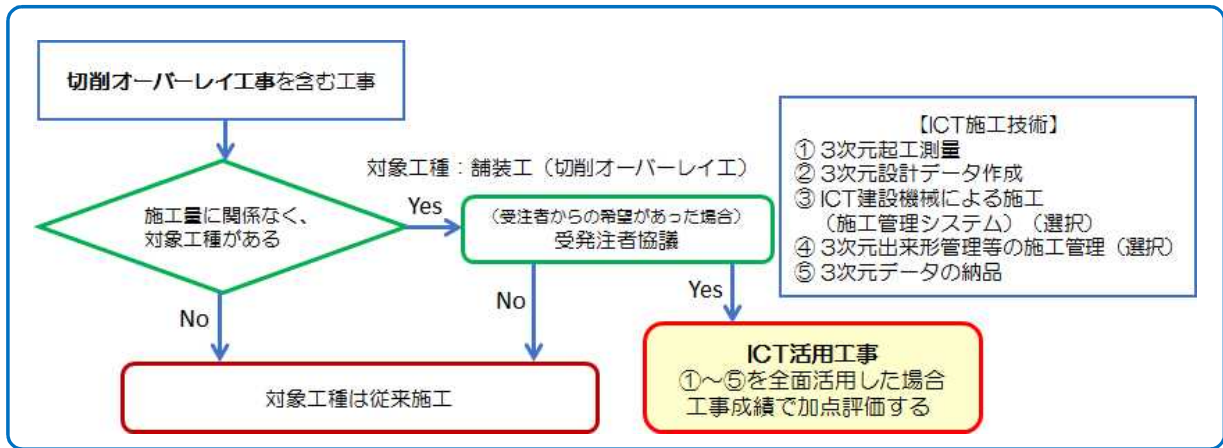
(2) 「ICT法面工」の試行について

これまで試行してきた「ICT法面工（吹付工）」に吹付法砕工を追加し、新たに「ICT法面工」として試行します。



(3) 「ICT舗装工（修繕工）」の試行について

道路維持、道路修繕及び橋梁保全工事を対象とした、「ICT舗装工（修繕工）」を新たに試行します。



2 施行年月日

入札公告が令和3年10月1日以降の工事に適用します。

3 ICT活用工事試行要領 及び 基準類

千葉県ホームページに掲載 (<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/index-gijutu-jouhou.html>)

4 これまでの経緯

- 平成29年4月 千葉県県土整備部ICT活用工事(土工)試行開始
 - 平成30年4月 千葉県県土整備部ICT活用工事(舗装工)試行開始
 - 平成31年4月 千葉県県土整備部ICT活用工事(河川浚渫)試行開始
 - 令和2年10月 千葉県県土整備部ICT活用工事(付帯構造物設置工)
 - 千葉県県土整備部ICT活用工事(法面工(吹付工))
 - 千葉県県土整備部ICT活用工事(作業土工(床掘工))
 - 千葉県県土整備部ICT活用工事(地盤改良工(浅層・中層混合処理))
- 試行開始

※1・・・ICT地盤改良工(浅層・中層混合処理)とは、概ね深さ13mまでの現地盤とセメント等との混合作業のことです。

※2・・・ICT地盤改良工(固結工(スラリー攪拌工))とは、概ね深さ40mまでの現地盤とセメント及び石灰による混合作業のことです。